

ほけんだより



令和8年 5月 7日
座間市立東原小学校
校長 花岡菜穂子
発行者 藤丸乃愛

早いもので5月に入りました。新学期の緊張が、疲れとなってあらわれる頃です。












連休はお子さまの体調に合わせてお過ごしください。また、暑い時期に入っていきます。

熱中症予防の準備を(汗拭きタオル、水筒…)お願いします。

健康診断 けんこう しん だん まだまだ つづ 続きます

5月のほけん

ピ・・・ピックアップ者

日	月	火	水	木	金	土
26 	27 聴力検査 (1) <small>ちやうりよくけんさ</small>	28 心電図検査 (1) 9:00~ <small>しんでんずけんさ</small>	29  祝 昭和の日 <small>しやうわ</small>	30 耳鼻科検診 (1. 4) (2. 5ピ) 10:30~ 3・5年 授業参観・懇談会 <small>じびかけんしん</small>	5/1 視力再検査 (1ピ) <small>しりよくさいけんさ</small>	2 
3 憲法 記念日  祝	4 みどりの日  祝	5 こどもの日  祝	6 振替休日 	7 尿2次検査 容器配付 (ピ) 視力再検査 (2ピ) <small>にょう じけんさ</small>	8 尿2次検査 回収 (ピ) 視力再検査 (3ピ) <small>にょう じけんさ</small>	9 
10 	11	12 視力・聴力検査 (あさかぜ) (こだま)	13 眼科検診 (1. 5) (2.3.4.6ピ) 13:15~	14 歯科検診 (1. 2. 4) (あさかぜ) (こだま) 9:00~	15 聴力再検査 (3. 5ピ)	16 
17	18 聴力再検査 (2ピ)	19 聴力再検査 (1ピ)	20 内科検診 (1. 4) (あさかぜ) (こだま) 13:30~	21	22	23
24	25	26	27 内科検診 (2. 6) 13:30~	6月25日(木) 歯科検診 9:00~ (3. 5. 6) 		

* 内科検診の日は、検診時間により下校時間が少し遅れる場合があります。ご了承ください。

～お知らせ～

① 内科検診(結核健診、運動器検診も含む)について

今年度は5月後半に1. 2. 4. 6. 支援級の内科検診を予定しています。

4月初めに提出されました「結核健診問診票」「保健調査票整形外科項目」への記入内容に変更がある場合は、担任の先生にお知らせください。一度書類をお返しします。

② 色覚にかかる健康相談について

現在、定期健康診断では実施されていませんが、保護者の方の希望により、健康相談の一環として、色覚検査(石原式学校用検査表による)をおこないます。(『色』に対する自身の特性を知っておくと、将来の職業・進路選択の参考になります。)

色覚検査を希望される場合は、連絡帳などで担任の先生にお知らせください。養護教諭が検査をします。

*学校でおこなう検査は、あくまでスクリーニングです。検査の結果、受診を勧められた場合は、眼科医に受診されますようお願いいたします。

健康診断の結果のお知らせについて



健康診断の結果(受診勧告)はプリントでお知らせしています。

早めに受診され、相談、治療が終わりましたら、その結果をプリントの切り取り線より下欄「受診結果報告」に保護者の方が記入し、学校へ提出してください。

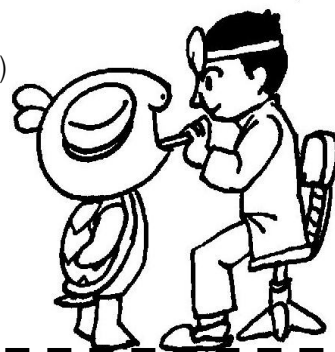
*保護者印、医師印はいりません。



◆校医の先生を紹介します◆

1年間、健康診断や健康相談、環境検査などでお世話になります。

- | | | |
|------|----------|-------------|
| ◎内科 | 茂木 好則 先生 | (相模が丘 5丁目) |
| ◎歯科 | 渡辺 亮 先生 | (相模が丘 5丁目) |
| ◎耳鼻科 | 中村 雄大 先生 | (ひばりが丘 1丁目) |
| ◎眼科 | 武長 実 先生 | (相模が丘 5丁目) |
| ◎薬剤師 | 桑原八重子 先生 | (立野台 2丁目) |



*裏面に日本スポーツ振興センターについてのお知らせをのせました。ご覧ください。

<日本スポーツ振興センターについて>

座間市教育委員会では、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」との災害共済給付契約を結んでいます。（「加入についてのお知らせのプリント」は始業式、入学式の日配付しました。）

これは、学校管理下での被災に対する医療費として、診療点数 500 点以上のもの(※1)について保護者の申請により災害共済給付金が支給される制度です。（ただし、保険適用外の診療については原則、給付の対象にはなりません。なお、掛金については市が負担しています。）

登下校中など学校で把握しにくい場合もありますので、医療を受けましたら、担任、または養護教諭までご連絡ください。手続きについて次の必要な書類を 2 点お渡しいたしますので、学校に提出をお願いします。

○「医療等の状況」・・・医療機関で記入していただき、学校に提出してください。

医療機関により証明書料が自己負担となりますのでご了承ください。

証明書料は医療機関により異なりますので窓口にご確認ください。

○「請求書」・・・保護者の方が、学校災害給付金の振込先口座名等と、小児医療証などの公的医療費助成制度の利用の有無等を記入してください。

(※1)診療点数 500 点以上とは、医療保険 3 割自己負担 1500 円程度のものをさします。

なお、小児医療やひとり親医療等を利用し医療費の自己負担がなかった場合も、医療費総額の 1 割相当分の災害共済給付金の支給対象となります。

災害共済給付金を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。